

環境まちづくり委員会 送付5-13

神田警察通りの道路整備に関する令和5年4月12日付千代田区ホームページ掲載文
の削除を求める陳情

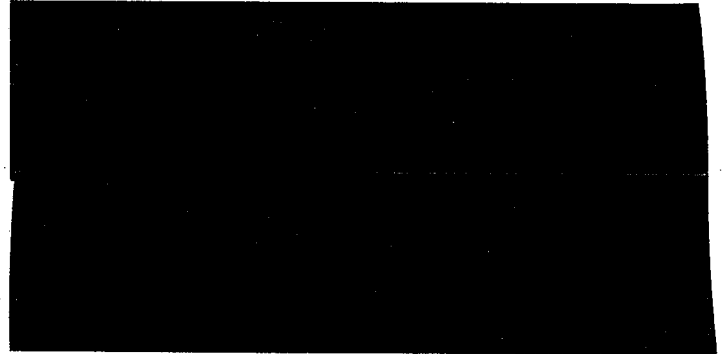
受付年月日 令和5年5月10日

| | | |
|-----|-----|------------------|
| 陳情者 | 提出者 | 1名 |
| | 提出者 | 9名 (令和5年5月22日受付) |
| | 計 | 10名 |

千代田区議会議長 殿

神田警察通りの道路整備に関する令和5年4月12日付千代田区ホームページ掲載文の削除を求める陳情

2023年5月10日



千代田区は、令和5年4月12日付で「神田警察通り道路整備工事における暴力行為について」と題する内容を千代田区ホームページに掲載しました (<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/shisaku/kuseune/dorosetsubikoji-bo-ryoku.html>)。

そこには、「安全確保のフェンスを設置中に、工事の反対者の体当たりなど暴力的な妨害行為により、警備員と区職員の2名が転倒させられ負傷する事案が発生しました」と記載されています。

令和5年4月11日午前4時過ぎ、千代田区が、神田警察通りⅡ期工事を委託した株式会社大林道路の社員が、同工事区間における神田警察署の前付近路上において、突然、事前の予告や連絡なく、イチョウの木の伐採工事を始めるためのバリケードを作りました。

その動きを知った私たち住民が駆けつけてイチョウの木を守ろうとしましたが、現場では、バリケードの中に入るのを阻止するための警備員（千代田区が神田警察通りの道路工事等の保安業務を委託したシンテイ警備株式会社の従業員）が多数立ち、伐採に抗議する住民との間で小競り合いになりました。

救急車が呼ばれ、警備員が救急車に乗せられた様子は目撃されましたが、千代田区の職員から、現場において、警備員と区職員が負傷したとの説明は一切ありませんでした。

以上のような現場の状況について、千代田区のホームページの上記の記述は、実際に起きた事実とは全く異なっています。

第1に、私たち住民はイチョウの伐採に反対しているのであり、道路整備に反対していませんので、「工事の反対者」という表現は適切ではありません。

第2に、私たち住民は、警備員や区職員に対して「体当たりなどの暴力的な



行為」を行って「転倒」させる行為は一切行っておりません。むしろ、警備員が抗議する住民を突き飛ばし、転倒させ、負傷させました。また、イチョウの木の下から離れないためにガードレールを掴んでいた住民の手の上に警備員が座り続け、負傷させました。

私たちは、それぞれが自分で携帯しているスマートフォンで、当時の状況を撮影しておりましたが、私たちのうちの一部の者が、「体当たりなど暴力的な妨害行為」をして「警備員と区職員の2名が転倒させ」たような状況は記録されておられません。

当時、千代田区の職員も、現場において、カメラで動画撮影しておりましたので、現在、私たち一人一人が、千代田区長宛てに、その画像について、保有個人情報開示請求をしているところであり、開示されましたら、その画像を精査するつもりです。

千代田区のホームページにおいて、私たち住民を「工事の反対者」と呼び、「暴力的な妨害行為」を行って警備員と区職員を転倒させて負傷させたという全く事実ではないことを広報したことは、私たち住民を「暴力的な妨害行為」を行う一部の特殊な暴力集団とのレッテルを貼り、一般の区民から分断させようとするものであり、行政活動としての広報として許されるものではありません。

千代田区ホームページ運営要綱（平成16年3月31日15千政広発第175号、平成31年2月26日30千政広報発第122号最終改正、令和元年7月1日施行）第9条第1項は「ホームページに掲載する情報は、常に最新かつ正確で、公正・公平なものであることを要する。コンテンツは、定期的に内容を確認し、内容等に変更がある場合は速やかに更新し、正確な情報を提供するものとする。」と規定しておりますが、千代田区ホームページの上記記述は、「正確で、公正・公平なものであること」に反していると考えられます。

つきましては、千代田区議会において、千代田区の職員が撮影した画像を閲覧したり、担当職員から事情聴取を行うなどの必要な調査を行った上で、千代田区がホームページにおいて、一部の区民を非難するような記述をすることが、その広報活動として許されるのか、また、広報活動として適切かどうかについて、十分に審議を尽くした上で、上記の記事を削除することを求めて陳情します。

以上